

広島県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定によって、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び指定する道路を管轄する広島県建設事務所（支所）において、令和八年三月三十日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月十六日

広島県知事 横 田 美 香

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二一七号	東広島市八本松西一丁目一般国道二一七号国管理区間との交点から 東広島市志和町冠東広島市、広島市境まで
一般国道二一七号	安芸郡海田町国信二丁目広島市、海田町境から 安芸郡海田町大正町一般国道二一七号との交点まで
一般国道二二二号	福山市神辺町下御領一般国道四八六号との交点から 福山市神辺町上御領岡山県境まで
一般国道二二七号	尾道市因島中庄町一般国道三二七号ダブルウェイ起点から 尾道市因島中庄町県道中庄土生線との交点まで
一般国道二七五号	三次市日下町一般国道二七五号ダブルウェイ起点から 三次市日下町一般国道二七五号ダブルウェイ終点まで

二 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 指定する期日

令和八年四月一日